

家事調停手続に関するよくある質問

1 時間、庁舎案内

(1) 調停は休日や夜間にも行われているのですか。

答 調停は月～金の午前 10 時から午後 5 時に行われます。

なお、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)には行っていません。

(2) 調停申立ての受付場所はどこですか。

答 離婚等の一般調停は 1 階の家事受付センター、遺産分割調停については 4 階の遺産分割センターです。

なお、遺産分割調停については、5(4)のとおり、申立前に手続案内を御利用ください。

(3) 託児施設はありますか。

答 裁判所に託児施設はありません。愛知県の自治体については、「一時保育」を行っている自治体があります。詳しくは、お住まいの市区町村役場にお問い合わせください。

2 申立てをするときに

(1) どの裁判所でも申立てができますか。

答 全国各地にある家庭裁判所のうち、各裁判所がそれぞれ担当する範囲はあらかじめ決まっています。家事調停の場合は、「相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所」に申し立てることになります。

なお、当事者が合意で申立てを行う裁判所を決める場合は、書面による合意が必要です。

(2) 調停手続を利用するためには、どの程度費用がかかりますか。

答 調停の申立てをするには、収入印紙と切手を申立てと同時に納めていただく必要があります。夫婦関係調整(離婚)調停の場合は概ね 2000 円程度(収入印紙代、切手代)です。申立てを行う調停手続によって金額が異なりますので、詳しくは、家事受付センターへお問い合わせください。

嫡出否認、認知及び親子関係不存在確認事件は、多くの場合、DNA 鑑定を行います。その場合、通常約 10 万円程度の費用(鑑定料)が必要となります。

(3) 外国人は利用できますか。

答 申立人も相手方も日本に居住している場合には、原則として利用できます。なお、日本語が話せない場合には、通訳ができる方を同伴してください。

(4) 相手の住所が分からない場合は、裁判所で調べてもらえますか。

答 裁判所が相手の住所を調べることはありません。

相手の住所が不明の場合、調停手続をすすめることはできません。その場合は、弁護士等の法律の専門家に御相談ください。

(5) 離婚の合意はできていますが、親権者については決まっています。この場合、どのような調停の申立てをすればよいですか。

答 夫婦関係調整(離婚)の調停を申し立てていただくこととなります。未成年のお子さんがいて離婚をする場合には、離婚とともに未成年者の親権者を定める必要があるからです。

(6) 親権者変更について合意している場合でも、調停が必要ですか。

答 親権者の変更は、必ず家庭裁判所の審判または調停によって行わなければなりません。当事者の協議だけで親権者を変更することはできないので、親権者変更の調停の申立てをしていただく必要があります。

3 調停に出向くときに

(1) 駐車場はありますか。

答 駐車場はありますが、駐車できる台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関でお越しください。

(2) 家族や友人についてきてもらってもいいですか。

答 付き添っていただくことは構いませんが、特に必要があると調停委員会が判断した場合を除き調停室にお入りいただくことはできません。待合室等でお待ちいただくこととなります。

(3) 幼児を連れて行ってもいいですか。

答 託児施設等はありませんので、付添いの方と一緒に待合室等でお待ちいただくか、あなたと一緒に調停室に入ってくださいかになります。お子さんにとって負担になったり、話合いに集中できなくなったりすることも予想されますので、よく御検討ください。

(4) 裁判所で相手と絶対に顔を合わせたくないのですが。

答 当庁では、調停は基本的に交互に入室していただき、調停委員がお話をうかがっていきます。当庁では、双方の合意なく同席で調停を行うことはありません。

なお、相手から暴力を振られるおそれがある等の理由がある場合は、申立ての際に、お申し出ください。相手と顔を合わせずに調停が行われるよう、事案に応じてできる限りの配慮をいたします。

(5) 当日、何を持っていけばいいですか。

答 裁判所から送られた(1)宛期日通知書及び(2)運転免許証等の本人であることを証明するものを持参していただくほか、(3)印鑑も持参してください。他に必要な書類等については、期日通知書等で確認してください。

(6) 調停期日に行く予定でしたが、急に行けなくなった場合はどうしたらよいですか。

答 相手や担当調停委員へ連絡する必要があるため、至急、担当書記官まで御連絡ください。担当書記官の氏名や連絡先は、期日通知書で確認してください。

(7) 期日通知書と共に送られた事情説明書の提出期限を過ぎてしまいましたが、持参した方がいいですか。

答 提出期限を過ぎても受け付けますので、調停期日に間に合うようであれば郵送で、そうでない場合は持参してください。

4 調停の実際

(1) 調停は公開の場で行われるのですか。

答 非公開です。家事審判官又は家事調停官の許可なく当事者以外の人が調停室に立ち入ることはできません。

(2) 調停はだれがどのような形で進めるのですか。

答 調停は、家事審判官又は家事調停官 1 人と民間の良識ある人から選ばれた調停委員 2 人以上で構成される調停委員会が担当します。通常は 2 人の調停委員が、当事者双方に事情を尋ねたり意見を聴いたりして、双方が納得の上で問題を解決できるように助言やあっせんをします。

(3) 調停委員と調停期日以外で話をすることができますか。

答 調停を利用される方双方に対する公平、中立の観点から、調停委員と調停外で話をすることはできません。

(4) 相手が来なかったらどうなりますか。

答 相手が出席するよう裁判所からも働きかけをしますが、調停期日に相手がどうしても出席しない場合、調停は不成立となり、終了します。その場合、事件の内容によって、審判手続に移行するものと手続自体が終了するものとに分かれます。詳しくは担当書記官にお尋ねください。

(5) 調停期日に行かないと、自分に何か不利益が生じますか。

答 調停期日に出席しないと、訴訟や審判で解決しなければならなくなる場合がありますので、調停期日に出席して御自分の主張等を明らかにしてください。

(6) 1 回の調停はどのくらい時間がかかりますか。

答 おおむね 2 時間程度ですが、話し合いの内容によって異なる場合があります。

(7) 解決するまでどのくらい期間がかかりますか。

答 個々の事案によって異なるので、一概には言えません。できるだけ早期の解決を目指しており、2、3 回の調停期日で解決する事案も少なくありません。期日の間隔は 1 か月程度です。

(8) 調停期日外に、自分の要望や連絡したいことを相手に伝えてもらうことはできますか。

答 期日変更の連絡や裁判所へ提出してもらう書類の連絡など調停の進行に必要な場合を除いて、相手に要望や連絡事項を伝えることは基本的にしておりません。

(9) 話し合いがまとまったら、その内容を書類で受け取ることはできますか。

答 調停で合意ができると、その合意を「調停調書」という書面に記載します。この「調停調書」には、確定判決又は確定審判と同一の効力があります。この調停調書の謄本が必要な方は、申請手続きをすれば交付を受けることができます。詳しくは担当書記官にお尋ねください。

(10) 調停離婚をして、相手が離婚届を提出することになっていたのですが、もし相手が届出をしなかったらどうすればよいですか。

答 相手が、調停離婚成立から10日以内に届出をしないときは、もう一方の当事者が届出することができます。届出をする際に、調停調書の謄本が必要になりますので、お持ちでなければ、裁判所に調停調書の謄本(省略謄本)の交付申請をしてください。

(11) 離婚により自分が親権者になったので、子どもを自分の戸籍に入れたいのですが、その手続きについて教えてください。

答 お子さんの住所地を管轄する家庭裁判所に、子の氏の変更許可の申立てを行い、その許可を受ける必要があります。当庁の場合、申立てには、申立書、離婚したことが記載されたお子さんと親権者の戸籍謄本、お子さんと親権者の住民票、収入印紙(お子さん一人につき800円分)及び切手(お子さん一人につき80円切手1枚)が必要です。なお、その他にも書類等が必要となる場合がありますので、ご不明な点がある場合には、申立てをされる家庭裁判所にお問い合わせください。

家庭裁判所から許可を受け審判書の謄本が交付されたら、審判書謄本を添えて市区町村役場に入籍届を提出してください。

5 遺産分割関係

(1) 遺産分割の調停を申し立てる場合、合意できていない相続人だけを相手方にすればよいでしょうか。

答 遺産分割調停は、相続人全員が手続きに関わる必要があります。したがって、あなたの分割案に合意している方も調停の相手方にさせていただく必要があります。

(2) 相続人の一人が行方不明で遺産分割協議ができません。どうしたらよいでしょうか。

答 行方不明の相続人について「不在者財産管理人」の選任手続きをとっていただく必要があります。「不在者財産管理人」の選任手続きは、家庭裁判所に審判の申立てをする必要があります。詳細は家庭裁判所の審判係(財産管理係)までお問い合わせください。

(3) 遺産分割協議が調いそうですが、遺産分割協議書はどのように作成したらよいですか。ひな型はありますか。

答 家庭裁判所の遺産分割調停手続は、分割協議が調わない方が利用される手続です。協議が調う場合は、家庭裁判所は手続に関与しません。また、遺産分割協議書のひな型は配布していません。

(4) 遺産分割協議をしていますが、協議が調いません。遺産分割調停を申し立てようと考えていますが、どのような準備が必要ですか。

答 名古屋家庭裁判所本庁の遺産分割センター(4階)では、遺産分割調停手続をお考えの方に対して、手続案内をしています。遺産分割センターの手続案内は、月曜日、水曜日、木曜日、金曜日の午前10時30分からと午後2時30分からになっています(土曜日、日曜日、祝日は行っていません。)。予約制ですので、あらかじめお電話で御予約ください。

6 その他

記録を見て、コピーを取りたいのですが、どのような手続をしたらよいのですか。

答 裁判所に記録の閲覧・謄写申請をしてください。申請の際には、御本人であることの確認をさせていただきますので、確認ができるもの(例、運転免許証など)と印鑑を御持参ください。

ただし、記録の閲覧・謄写申請をしていただいても、家事審判官又は家事調停官の許可がなければ記録を見たり、コピーを取ったりすることはできませんので、あらかじめ御承知おきください。

なお、許可された御本人以外の方は、記録を見ることはできません。